

消費生活

No. **149**
令和6年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所3階



◆クレジットカードのリボ払いって何だろう？

～特徴と利用上の注意～

◆成田市消費生活センターにおける令和5年度の相談概要

**成田市消費生活センターは、3月25日(月)より
成田市役所の2階から3階に移転しました。**



相談を受けている様子



通路から見た移転後のセンター入口

消費生活センターでは、5名の消費生活専門相談員が成田市在住・在勤・在学の方を対象に商品・サービスの契約トラブル等について相談を受け付け、消費者といっしょに考え、解決のお手伝いをします。

「おかしいな?」「困った!」と思ったら、消費生活センターに相談してみましょう。

**悪質商法に
あわないための
5ヶ条**

1. 何の用? しっかり聞こう身分と用件
2. 迷ったら、その場で決めずに家族・知人にまず相談
3. 勇気を出して、はっきり断ろう「いいません!」
4. あまい誘い、もうけ話に気をつけよう
5. サインした後で、「しまった!」はもう遅い(契約書のサインは慎重に)

クレジットカードのリボ払いって何だろう？

～特徴と利用上の注意～

大人になれば、誰もが1枚は持っているクレジットカード。
最近ではカードの発行がなく、スマホなどのアプリにカード機能がついているものもあります。
クレジットカードは、手元に現金がなくても買い物ができ、商品やサービスの代金を後払いすることができます。支払い方法にはいくつかの種類があり、1回払いや分割払いのほかに、リボルビング払い（以降リボ払い）という方法があります。分割払いやリボ払いをすることで、月々の支出を抑えて計画的に購入することができとても便利ですが、計画的に利用しないと利用金額が増え支払いに困る場合もあります。リボ払いはテレビCMなどでもよく聞きますが、具体的にどのような仕組みかわかりにくい、知らない間にリボ払いになっていた、手数料が高くて驚いた、というトラブル事例もあります。

リボ払いとは、クレジットカードの利用金額や利用件数にかかわらず、あらかじめ設定した一定の金額を月々支払う方式です。
リボ払いの特徴を正しく理解して利用しましょう



リボ払いの利用金額は、支払残高に組み込まれ、支払残高はリボ払いの利用と支払いによって増減します。支払いが長期化すると手数料がかさみます。

分割払いとの違い
⇒分割払いではカード利用時に利用金額の支払回数を選んでその都度分割で払い、分割手数料は別途かかります。



◆リボ払いの利用方法とその特徴

利用時選択型	登録型	リボ専用カード	後からリボ変更
クレジットカードを利用するときに、そのカードで利用できるいくつかの支払方式（1回払いや分割払い等）の中からリボ払いを選択する最も一般的な利用方法です。	クレジット会社に「1回払い等での利用を自動的にリボ払いに変更する」旨の登録をするものです。登録はカード申込時のほか、カードの利用中でもできますが、登録をしている間は、カードの利用時に1回払いを指定してもリボ払いでの支払いになります。1回払いを利用したい場合は登録を解除することもできますが、登録の内容はカードによって異なるのでよく確認しましょう。	当初からリボ払いに限定されているカードで、リボ払い以外の支払いは選べません。利用時に1回払いを指定してもリボ払いでの支払いになります。カードの特性をよく理解してから申し込みましょう。	1回払い等で利用したカードの利用分を利用後一定期間内にクレジット会社に申し出てリボ払いに変更するサービスです。不意な出費があった時などに便利です。サービス利用を申し出る期間やリボ払いに変更できる利用分などはカードによって異なるので確認が必要です。

◆リボ払いの手数料

リボ払いでは支払残高に応じた手数料がかかります。
手数料は、支払残高に実質年率（カード申込書やカード会員規約などで確認できます。）と1年間のうちの経過日数を乗じて計算できます。
※例えば 今月の支払残高が10万円で、実質年率が15%の場合、
30日後の翌月までにかかる手数料は、
 $100,000円 \times 15\% \times 30日 / 365日 = 1,232円$ （端数切捨て）です。

◆代表的なリボ払いの方式

①定額方式⇒支払残高の大きさに関係なく毎月一定額を支払う方式です。
例えば、毎月定額で2万円支払いコースを選んだ場合

⇒商品購入翌月から支払いが発生する。

定額方式 毎月定額2万円支払いコースの場合		商品購入	支払い残高	月々の支払い
	5月	パソコン 120,000円		
	6月	→	120,000円	2万円+手数料
	7月	かばん 25,000円	100,000円	2万円+手数料
	8月	→	105,000円	2万円+手数料
	9月	航空券 33,000円	85,000円	2万円+手数料
	10月	→	98,000円	2万円+手数料
	11月		78,000円	2万円+手数料
	12月		58,000円	2万円+手数料
			支払残高がある限り支払いは続く	

◆支払い残高の返済

リボ払いの支払残高は一部または全部を繰り上げて返済することができます。支払残高を減らすことにより、手数料を節約し、支払期間を短くすることができます。返済の方法はカードによって異なるので、確認しておきましょう。

クレジットカードが届いたときは利用案内書や規約を必ず読みましょう。
利用した後は利用明細書を必ず確認しましょう。支払残高や手数料について確認することが大切です。

②残高スライド方式⇒支払残高の大きさに応じて、毎月の支払額が段階的に増減する方式です。
例えば、下記の条件になっている場合

⇒商品購入翌月から支払いが発生する。

残高スライド方式 支払残高が10万円未満⇒1万円 10万円以上⇒2万円の場合		商品購入	支払い残高	月々の支払い
	5月	パソコン 120,000円		
	6月	→	120,000円	2万円+手数料
	7月	かばん 25,000円	100,000円	2万円+手数料
	8月	→	105,000円	2万円+手数料
	9月	航空券 33,000円	85,000円	1万円+手数料
	10月	→	108,000円	2万円+手数料
	11月		88,000円	1万円+手数料
	12月		78,000円	1万円+手数料
			支払残高がある限り支払いは続く	支払残高によって支払額が変わる

成田市消費生活センターにおける令和5年度の相談概要

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、消費活動が活発化した年でした。令和5年度に成田市消費生活センターに寄せられた相談件数は875件で、昨年度（974件）より99件減少しました。相談内容の1位は「商品一般」に関する相談が85件で、昨年度（55件）より30件増加しました。クレジットカードの不正利用や詐欺的な架空請求などが増えたためと思われます。2位は「運輸・通信サービス」に関する相談が73件で、昨年度（64件）より9件増加しました。電話勧誘による携帯電話の移动通信サービスやインターネット通信サービスの解約トラブルが見られました。3位は「教養・娯楽サービス」に関する相談71件で、昨年度と同じ件数でした。これは音楽や映像配信サービスなどのサブスクリプション契約を解約したいが解約できない、副業商材などネット上の契約トラブルが多くありました。4位は「教養娯楽品」に関する相談が69件で、昨年度（66件）より3件増加しました。電子タバコの広告を見て注文したが定期購入だったので解約したいとか高齢者が新聞の勧誘を受けたが解約したいなどの相談がありました。5位は「保健・福祉サービス」に関する相談57件で、昨年度（52件）より5件増加しました。これは、脱毛エステの事業者の倒産が続いたことから相談が増えたようです。

令和5年度の救済金額の合計は約2,145万円（未然防止22%、回復78%※¹）で昨年度（約2,031万円）より約114万円増加しました。しかし、一度支払ったものを取り戻すことは非常に困難です。被害金額を取り戻せない場合も多く、消費生活センターでは対応が難しい場合、弁護士などの法律の専門家を紹介することもあります。「おかしい」と思ったら相手に連絡したり支払ったりする前に、消費生活センターに相談しましょう。

※1 相談することで請求されていたが支払わずに済んだものを未然防止、支払い済みだがクーリング・オフやあっせん交渉により返金（全額または一部）されたものを回復としています。

◆ 商品・役務別相談上位10位 ◆

順位	主な商品・役務	件数	相談者最多年齢層
1	クレジットカード不正利用・架空請求など（商品一般）	85	50歳代
2	携帯電話の移动通信サービス・インターネット通信サービスなど（運輸・通信サービス）	73	70歳代
3	音楽や映像配信サービス、副業関連商材（教養・娯楽サービス）	71	50・60歳代
4	電子タバコ、新聞など（教養娯楽品）	69	50歳代
5	美容医療、医療サービス（保健・福祉サービス）	57	20歳代
6	化粧品、医薬品（保健衛生品）	55	50・60歳代
7	投資商品、利殖情報、多重債務（金融・保険サービス）	50	40歳代
8	リフォーム、屋根・壁塗装、排水工工事（工事・建築・加工）	47	70歳代
9	健康食品・サプリメントなど（食料品）	43	60歳代
10	食事宅配、申請代行、解錠サービスなど（他の役務）	40	50歳代

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時00分～午後4時30分

● **成田市消費生活センター（成田市役所3階） ☎23-1161** ●